



給与所得者と税

給与所得者の所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月に年末調整で精算されます。

〈年末調整〉

1年間に給与やボーナスから源泉徴収された所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とは一致しません。

- ①結婚や出産などにより年の途中で扶養親族の数が変わる場合がある。
 - ②生命保険料控除や配偶者特別控除などは年末に一度に控除することになっている。
- このため、その年の最後の給与の支払いを受けるときに、過不足の額の精算が行われます。これを年末調整といいます。

大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税の納税が完了するので、確定申告は必要なくあります。

〈給与所得者の確定申告〉

給与所得者でも、次のような人は確定申告をしなければなりません。

①給与の年収が、2千万円を超える人。

②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人

③2カ所以上から給与を受け取っていて年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得と退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人

〈所得税が還付される場合〉

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は、確定申告をすることにより源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ①マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ②多額の医療費を支払った場合
- ③災害や盗難にあった場合
- ④年途中で退職し、再就職していない場合

〈申告にあたっての注意点〉

①勤務先から交付された源泉徴収票（原本）を添付しなければなりません。

②控除の種類に応じて領収書や証明書などが必要になります。

③還付申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であっても、それを含めて計算しなければなりません。

国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

国民年金保険料 「5年の後納制度」

「後納制度」は、過去に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

平成27年10月1日から3年間に限った特例として、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られたりする場合があります。

なお、老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」（☎0570-011-050）または前橋年金事務（☎027-231-1706）へお問い合わせください。

第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」（厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人）は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

- 配偶者が退職したとき→本人が役場に届け出
- 配偶者が転職したとき（退職した翌日に再就職したとき）→転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届け出
- 配偶者が死亡したとき→本人が役場へ届け出
- 本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき→本人が役場に届け出
- 配偶者が65歳になったとき→本人が役場へ届け出
詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

前橋年金事務所 国民年金課
☎027-231-1706